

那霸市公報

第1899号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

◇告 示◇

○令和7年(2025年)11月那霸市議会定例会の招集について（総務課）	1538
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	1539
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1540
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	1541
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）	1542

◇公 告◇

○那霸市窓口予約発券システム導入業務に係る公募型プロポーザルの実施について（ハイサイ市民課）	1543
--	------

◇上下水道局告示◇

○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1545
○那霸市排水設備指定工事店の異動について	1546

◇監査委員公表◇

○令和7年度前期定期監査の結果について（公表）	1547
-------------------------	------

告示

那覇市告示第396号

令和7年11月19日

掲示済

令和7年（2025年）11月那覇市議会定例会の招集について

令和7年（2025年）11月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- | | |
|---------|---------------|
| 1 招集の日 | 令和7年11月27日（木） |
| 2 招集の場所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第468号
令和8年1月5日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
きんじょう歯科	金城 康夫	令和7年10月31日
那覇市前島1-6-5		

那覇市告示第469号
令和8年1月5日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
居宅介護支援センター コメスタ (居宅介護支援)	令和7年11月30日
那覇市寄宮2丁目1-18	
居宅介護支援事業所 首里センター (居宅介護支援)	令和7年11月30日
那覇市首里石嶺町4丁目197	
デイサービス 首里センター (通所介護通所型サービス(独自))	令和7年11月30日
那覇市首里石嶺町4丁目197	

那覇市告示第470号
令和8年1月5日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
リハビックス県庁前店		
名称	リハビックス県庁前店 (リハビックスプラス県庁前店)	令和7年8月1日

那覇市告示第471号
令和8年1月5日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

施術者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
與那覇 尋仁	柔道整復	令和7年10月31日
ライフ金城整骨院	那覇市田原1丁目17番地8 サンステージ田原101	

公 告

那覇市公告第656号
令和7年12月18日
掲示済

那覇市窓口予約発券システム導入業務に係る公募型プロポーザルの実施について

那覇市窓口予約発券システム導入業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 業務名 那覇市窓口予約発券システム導入業務
- 2 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
但し、契約締結日から賃貸借期間の開始日の前日までは機器の調達、その他、調整に伴う準備期間とする。
この公募型プロポーザルに係る契約について、次に掲げる事項を明示する
(1) 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条の規定に基づく長期継続契約であること。
(2) 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結または継続することであること。
(3) 予算の減額又は削除により契約の変更又は解除を行う場合があること。
- 3 参加表明書の提出期限 令和8年1月9日(金) 17時
- 4 企画提案書等の提出期限 令和8年1月27日(火) 17時
- 5 企画提案募集要領等
募集要領や提出書類、仕様書等の詳細については、那覇市公式HPに掲載。
- 6 事業説明会 本業務の提案審査に関する説明会は実施しない。
- 7 特記事項
本業務は、令和8年度当初予算成立を前提としたものであり、令和8年度予算

成立後、速やかに事業を実施できるように予算成立前に公募手続を行うものです。したがって、那覇市議会における令和8年度予算成立が事業実施の条件となりますので、予算審議の状況によっては、事業内容等の変更等があり得ることをあらかじめご了承ください。

8 提出・問い合わせ先

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市市民文化部ハイサイ市民課

電話:098-862-3274 FAX:098-862-0384

(受付時間：9時～17時 但し12～13時の間を除く)

E-Mail: C-SIMIN001@city.naha.lg.jp

担当：島袋、玉城

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第24号
令和7年12月16日
掲示済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者 指定年月日
559	有限会社 協築	沖縄市美原一丁目18番22号	東江 康共 令和7年12月3日

那霸市上下水道局告示第25号
令和7年12月16日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第16条に基づき、次のとおり異動があるので、那霸市排水設備指定工事店規程第11条により公示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那霸市排水設備指定工事店

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地の変更	代表者
312	株式会社テクノ工業	沖縄市泡瀬二丁目8番2号	新垣 俊哉

監査委員公表

那監公表第5号

令和8年1月5日

那覇市監査委員 新垣淑博
同 宮城哲
同 城間貞
同 比嘉啓登

令和7年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に基づき実施した
令和7年度前期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年度
前期定期監査報告書

令和7年12月
那霸市監査委員

令和7年度前期定期監査報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和6年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 経済観光部

商工農水課、なはまち振興課、観光課

(2) 教育委員会 生涯学習部

総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、施設課、中央公民館、中央図書館

(3) 教育委員会 学校教育部

学校教育課、教育相談課、学務課、学校給食課（学校給食センター）、教育研究所

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章第1節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

- (1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- (2) 調定の時期及び手続は適正か。
- (3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- (3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- (4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 入札契約方式の選択は適切に行われているか。
- (2) 隨意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和7年7月30日から令和7年12月11日まで
- 2 主な日程
 - (1)実施通知日：7月30日（水）
 - (2)予備監査：9月26日（金）～10月7日（火）
 - (3)監査委員監査：11月5日（水）、6日（木）、7日（金）
 - (4)監査委員協議：11月25日（火）、26日（水）、12月1日（月）
 - ①監査の結果に関する報告協議
 - ②那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
 - : 12月11日（木）
 - ①監査の結果に関する報告の決定
- 3 実施場所
対象部署、監査会議室（本庁舎12階）

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていたが、「1 指摘事項等」に後述するどおり、一部には是正又は改善を要する事項等があり、昨年度以前に指摘している事項についても、継続して是正又は改善を要する事項等があった。

また、「2 その他」は、全庁的な課題として検討されるよう意見を行う。なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区 分(*注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(*注2)		
	指摘事項	要望事項	合 計
経済観光部	9	1	10
商工農水課	3	1	4
なはまち振興課	5	-	5
観光課	1	-	1
教育委員会生涯学習部	2	-	2
総務課	-	-	-
生涯学習課	1	-	1
市民スポーツ課	1	-	1
施設課	-	-	-
中央公民館	-	-	-
中央図書館	-	-	-
教育委員会学校教育部	6	-	6
学校教育課	2	-	2
教育相談課	2	-	2
学務課	1	-	1
学校給食課（学校 給食センター）	1	-	1
教育研究所	-	-	-
合 計	17	1	18

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項：是正又は改善を要するもの。

(2) 要望事項：指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの。

(*注2) 内容別件数には、次の(2)共通の指摘事項等の件数を含む。

(2) 共通の指摘事項等

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項）3件

次の(ア)～(ウ)の支払いのため受領した前渡金については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、用務が終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア)公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）（なはまち振興課）

(イ)償還金（なはまち振興課）

(ウ)はたちの記念事業 報償費支払(地域自主開催はたちの記念式典運営謝礼)（生涯学習課）

イ 予定価格の決定漏れについて（指摘事項）2件

次の(ア)及び(イ)の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるものであるが、当該契約においては、予定価格の決定がなされていない。

那覇市契約規則第22条第1項は、「随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならぬ。」と規定している。

予定価格の決定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア)令和6年度なはまぐろPR情報発信業務委託契約（商工農水課）

(イ)公用車（きら星号）駐車場の契約（3台）（教育相談課）

(3) 各部署の指摘事項等**【経済観光部】****○ 商工農水課****ア 企画提案による随意契約について（要望事項）**

令和6年度なはまぐろPR情報発信業務委託契約（テレビ番組放映の委託契約）は、3者より企画提案書を徴し、価格以外の要素を比較検証した結果、要件を満たす事業者は1者とみなし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を締結している。

自治体における契約は競争入札が原則であるが、契約内容の特殊性を鑑み、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として例外的に随意契約を適用することができる。その場合には、公平性が認められる条件の下で、競争性、経済性、合理性等を客観的・総合的に判断したことを明確にするためにも、企画提案による随意契約に当たっては、プロポーザル方式等による方法の検討が望ましい。

随意契約に当たっては、「那覇市随意契約ガイドライン」（令和6年4月：総務部法制契約課）等を踏まえ、当該契約の内容に照らし、より適切な手続きを行うよう努められたい。

イ 業務委託契約における遡及押印について（指摘事項）

次の(ア)～(イ)の契約は、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約締結日を遡って押印している契約があった。

地方自治法第234条第5項によれば、地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされており、契約締結日までの間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は業務を実施している。更には、遡った日付を契約締結日として押印することは、那覇市文書取扱規程第4条の「文書は、正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその処

理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるよう処理し、及び管理しなければならない。」と定めており、当該規程にも反し、不適正な事務処理であると言わざるを得ない。

契約の締結に当たっては、客観的に真にやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立されるよう行われたい。

- (ア)なはまぐろ等水産物消費活性化事業
- (イ)那覇市IT創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定業務
- (ウ)誘致活動サポート業務委託
- (エ)那覇市の未来担い手育成に向けたキャリア教育支援事業業務委託
(変更契約含む)
- (オ)令和6年度那覇市キッズ職業体験イベント事業業務委託
- (カ)那覇市進出可能性産業調査事業委託業務
- (キ)那覇市産業DX促進支援事業業務委託
- (ク)令和6年度那覇市リスクリング推進支援事業業務委託
- (ケ)令和6年度なはし外国人雇用促進支援事業業務委託
- (コ)令和6年度なはし社会地域課題解決型企業支援事業業務委託
- (サ)那覇市プレミアム付商品券事業委託業務 (変更契約含む)

ウ 年度開始前の契約について（指摘事項）

タブレット端末セキュリティシステムの利用契約は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの利用期間とし、年度開始前の令和6年3月19日に、当該契約を契約の準備行為と誤認して、契約を締結している。

契約の締結は、支出の原因となる行為であり、予算執行の第一段階を意味するものであることから、地方自治法第208条第2項の会計年度独立の原則（単年度予算主義）に従い、令和6年4月1日に契約を締結すべきであった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○なはまち振興課

ア 調定額の算定誤りについて（指摘事項）

公設市場事業者に請求している公設市場光熱水費実費徴収金について、令和5年7月から令和6年11月までに請求した同徴収金の算定に当たって、電気使用料に係る実費徴収金の電力量料金単価を誤って適用したため、同徴収金の追徴及び還付が発生している。

地方自治法施行令第154条第1項は、歳入の調定について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうか調査してこれをしなければならない旨定めている。

調定額の算定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 峰入調定遅れについて（指摘事項）

公設市場使用料（滞納繰越分）の峰入事務については、調定をしなければならない日から7カ月以上遅れての調定となっていた。

那覇市会計規則第20条第1項は、峰入を収入しようとするときは、当該峰入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

このことについては、令和5年度前期定期監査においても注意事項として指摘しているが、改善されていない。

峰入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

ウ 峰入調定（事後調定）遅れについて（指摘事項）

公設市場使用料に係る督促手数料及び延滞金9月分については、同月に収納された峰入を一括して調定をするべきところ、失念により3カ月以上遅れての調定となっていた。

那覇市会計規則第20条第2項は、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該峰入が収納された後、速やかに調定をしなければならない旨定めている。

このことについては、令和5年度前期定期監査においても注意事項として指摘しているが、改善されていない。

峰入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 観光課**ア 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）**

第2次那覇市観光基本計画策定支援業務委託については、契約事務の遅れ等により契約の始期である4月1日までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日（5月21日）の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設け、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立されるよう行われたい。

【生涯学習部】**○ 市民スポーツ課****ア 歳入予算の補正について（指摘事項）**

指定管理経費余剰額は、令和6年5月下旬に3,933,339円と確定しているが、補正予算に計上されていなかった。

那覇市予算決算規則第10条第1項は、「部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない。」と定めている。

補正可能な期間において、既に収入が予算額を超過しているものやその見込み額が明らかな場合は、補正予算において適正に事務処理を行わみたい。

【学校教育部】**○ 学校教育課****ア 資金前渡における精算報告書の提出遅れについて（指摘事項）**

特別支援教育充実事業（小・中学校）のうち29件は、旅費の支払いのため受領した前渡金について、期限内に精算が行われたものの、精算報告書の会計管理者への提出が失念等により遅れていた。

那覇市会計規則第57条第1項第2号は、前渡金を受けた日から起算して10日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算し、精算報告書を会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行わみたい。

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）

中学校費補助金のうち2件は、調定決定調書兼通知書を作成したもの、失念により遅れて会計管理者へ通知していた。

令和7年1月1日より前に適用されていた改正前の那覇市会計規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めていた。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行わみたい。

○ 教育相談課**ア 隨意契約に係る適用条項等について（指摘事項）**

公用車（あけもどろ号外）の駐車場契約は、契約金額が908,160円にもかかわらず、那覇市契約規則第20条第3号を適用し随意契約をしているうえ、予定価格の決定もされていない。

同規則第20条第3号は、随意契約によることができる場合の物件の借入れの限度額については40万円とする旨定められている。また、同規則第22条は、随意契約によろうとする場合、予定価格を定めなければならぬ旨規定している。

随意契約に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

○ 学務課

ア 財務書類の適切な管理等について（指摘事項）

小学校管理運営費の学校割当予算分は、支払完了後に各学校にて当該財務書類を保管するものであるが、識名小学校タクシー使用料の書類1件が紛失していた。

那覇市立学校文書取扱規程第23条では、文書を常に整然と分類して整理し、保管することが、また同規程第24条では、文書はフォルダーに入れてキャビネットの所定の位置に収納することを定めている。

このことについては、令和5年度前期定期監査においても注意事項として指摘しているが、同様な問題が発生し、改善が十分とはいえない。

財務書類の管理等に当たっては、関係規程を遵守し、適正な整理及び保管等を行われたい。

○ 学校給食課（学校給食センター）

ア 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約について（指摘事項）

「首里・小禄・真和志・銘苅・神原・上間・高良学校給食センター食器類リース契約」（以下「リース契約」という。）は、仕様書において「既存食器の処分費用を含む」としており、これにより本市が所有する既存食器の廃棄は、リース契約の納品業者において産業廃棄物処理施設へ運搬され処分が行われている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項は、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処分しなければならない旨、同法第12条第5項は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、同法第14条第12項に規定する収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない旨定めている。さらに、同法施行令第6条の2第4項は、産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約は書面により行う旨定めている。

不要となった当該既存食器は、産業廃棄物に該当することから、その運搬及び処分については、本市を排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可を有する収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ書面による委託契約をしなければならない。

産業廃棄物の運搬及び処分については関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

2 その他

(1) 特別職職員の登退庁の費用の支出について

令和6年度の後期定期監査「2 その他 (2) 特別職の登退庁の費用の支出について」において、意見したところである。しかしながら、本定期監査においても条例の定めのないまま、一部の特別職職員の登退庁費用を支出している例が認められた。

地方自治法第204条第1項では、「特別職職員等に対して「給料及び旅費を支給しなければならない。」、第2項では、「条例で・・・通勤手当・・・、又は退職手当等を支給することができる。」とあり、第3項では、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。また、同法第204条の2では、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを特別職職員等に支給することができない旨定めている。

特別職職員の登退庁の費用の支出については、地方自治法第204条及び同法第204条の2の趣旨に照らし、民主的コントロールのもとで透明性と公正性を確保するという観点から、条例の制定等を含めて検討することが望ましい。

